

1. 制度改正について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し（令和4年4月実施予定）

	医療分	後期高齢者 支援分	介護分	合計	引上げ額
現行	63万円	19万円	17万円	99万円	—
改正後	65万円	20万円	17万円	102万円	3万円

【国民健康保険税賦課限度額の推移】

	医療分	後期高齢者 支援分	介護分	合計	引上げ額
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円	3万円
平成21年度	47万円		<u>10万円</u>	<u>69万円</u>	1万円
平成22年度	<u>50万円</u>	<u>13万円</u>	10万円	<u>73万円</u>	4万円
平成23年度	51万円	<u>14万円</u>	<u>12万円</u>	<u>77万円</u>	4万円
平成24年度	51万円	14万円	12万円	77万円	—
平成25年度	51万円	14万円	12万円	77万円	—
平成26年度	51万円	<u>16万円</u>	<u>14万円</u>	<u>81万円</u>	4万円
平成27年度	<u>52万円</u>	<u>17万円</u>	<u>16万円</u>	<u>85万円</u>	4万円
平成28年度	54万円	<u>19万円</u>	16万円	<u>89万円</u>	4万円
平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円	—
平成30年度	<u>58万円</u>	19万円	16万円	<u>93万円</u>	4万円
平成31年度	<u>61万円</u>	19万円	16万円	<u>96万円</u>	3万円
令和2年度	<u>63万円</u>	19万円	<u>17万円</u>	<u>99万円</u>	3万円
令和3年度	63万円	19万円	17万円	99万円	—
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円	3万円

○国保税の賦課限度額については、被用者保険のルール（※）とのバランスを考慮し、超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。

※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている。

現行税率と税込2%増とした場合の税率案

		現行	税込2%増
医療分	所得割率	8.40%	8.40%
	均等割額	23,400円	23,800円
	平等割額	23,500円	26,200円
支援分	所得割率	2.90%	2.90%
	均等割額	8,400円	8,600円
	平等割額	8,500円	9,400円
介護分	所得割率	2.40%	2.40%
	均等割額	13,200円	13,600円
	平等割額		

(2) 未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減額

(円)

	均等割額 (改定案)	低所得者の軽減		未就学児の軽減		
		減額する額	軽減後の額 (A)	減額する額 (A × 1/2)	軽減後の額	
医療分	23,800	—	—	23,800	11,900	11,900
		(1) 7割軽減	16,660	7,140	3,570	3,570
		(2) 5割軽減	11,900	11,900	5,950	5,950
		(3) 2割軽減	4,760	19,040	9,520	9,520
後期支 援分	8,600	—	—	8,600	4,300	4,300
		(1) 7割軽減	6,020	2,580	1,290	1,290
		(2) 5割軽減	4,300	4,300	2,150	2,150
		(3) 2割軽減	1,720	6,880	3,440	3,440